

事務取扱要領改正新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">静岡市産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領</p> <p style="text-align: right;">制定 平成24年4月1日                      改正 平成24年7月9日                      平成24年10月1日                      平成25年4月1日                      平成26年4月1日                      平成28年6月1日                      平成29年10月1日                      平成31年4月1日                      令和2年4月1日                      令和3年9月1日</p> <p>(目次)</p> <p>第1 目的                      第2 用語の定義                      第3 収集運搬業の許可申請又は届出等                      第4 処分業の許可申請又は届出等                      第5 許可証                      第6 申請者等の適格性の照会事務</p> <p>第1 目的                      (略)</p>	<p style="text-align: center;">静岡市産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領</p> <p style="text-align: right;">制定 平成24年4月1日                      改正 平成24年7月9日                      平成24年10月1日                      平成25年4月1日                      平成26年4月1日                      平成28年6月1日                      平成29年10月1日                      平成31年4月1日                      令和2年4月1日                      令和3年9月1日                      令和8年4月1日</p> <p>(目次)</p> <p>第1 目的                      第2 用語の定義                      第3 収集運搬業の許可申請又は届出等                      第4 処分業の許可申請又は届出等                      第5 許可証                      第6 申請者等の適格性の照会事務</p> <p>第1 目的                      (略)</p>

第2 用語の定義

(略)

第3 収集運搬業の許可申請又は届出等

第3-1 収集運搬業の許可申請

(1) 許可申請書等

(略)

(2) 許可申請書受理の際の留意事項

(略)

(3) 添付書類の内容及び留意事項

①～⑤ (略)

⑥ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が法人である場合）

ア 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、確定申告書（税務署の受付印又は電子申請等証明書等それに代わるもののあるものに限る。）の写し及び法人税納税証明書（その1 納税額等証明用）とし、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は確定申告書に添付して税務署に提示するものと同一のものとする。

また、個別注記表の内容の確認に当たっては、重要な会計方針に係る事項に関する注記、貸借対照表に係る注記、損益計算書に関する注記、株主資本等変動計算書に関する注記及びリースにより使用する固定資産税に関する注記について確認すること。

イ～カ (略)

⑦ 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が個人である場合）

第2 用語の定義

(略)

第3 収集運搬業の許可申請又は届出等

第3-1 収集運搬業の許可申請

(1) 許可申請書等

(略)

(2) 許可申請書受理の際の留意事項

(略)

(3) 添付書類の内容及び留意事項

①～⑤ (略)

⑥ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が法人である場合）

ア 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、法人税納税証明書（その1 納税額等証明用）とし、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は確定申告書に添付して税務署に提示するものと同一のものとする。

また、個別注記表の内容の確認に当たっては、重要な会計方針に係る事項に関する注記、貸借対照表に係る注記、損益計算書に関する注記、株主資本等変動計算書に関する注記及びリースにより使用する固定資産税に関する注記について確認すること。

イ～カ (略)

⑦ 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が個人である場合）

ア (略)

イ 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、確定申告書（税務署の受付印又は電子申請等証明書等それに代わるものがあるものに限る。）の写し及び所得税納税証明書（その1 納税額等証明書用）とする。ただし、申請者が直前3年間に給与所得者であった場合には、給与所得期間の所得税納税証明書は発行されないので、源泉徴収票や住民税納税証明書等を所得税納税証明書とみなす。

ウ (略)

エ (略)

⑧～⑳ (略)

(4) 政令第6条の9第2号又は第6条の13第2号に掲げる優良認定業者の扱い

(略)

第3-2 積替え及び保管行為を認める場合

(略)

第3-3 積替え保管の基準

(略)

第3-4 積替え保管の申請

(略)

第3-5 収集運搬業の届出

(略)

ア (略)

イ 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、所得税納税証明書（その1 納税額等証明書用）とする。ただし、申請者が直前3年間に給与所得者であった場合には、給与所得期間の所得税納税証明書は発行されないので、源泉徴収票や住民税納税証明書等を所得税納税証明書とみなす。

ウ (略)

エ (略)

⑧～⑳ (略)

(4) 政令第6条の9第2号又は第6条の13第2号に掲げる優良認定業者の扱い

(略)

第3-2 積替え及び保管行為を認める場合

(略)

第3-3 積替え保管の基準

(略)

第3-4 積替え保管の申請

(略)

第3-5 収集運搬業の届出

(略)

第3-6 収集運搬業の許可証の再交付と返納  
(略)

第3-7 収集運搬業における欠格要件に係る届出  
(略)

#### 第4 処分業の許可申請又は届出等

##### 第4-1 処分業の許可申請

(1) 許可申請書等

(略)

(2) 許可申請受理の際の留意事項

(略)

(3) 添付書類の内容及び留意事項

(略)

①～⑦ (略)

⑧ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が法人である場合）

ア 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、確定申告書（税務署の受付印又は電子申請等証明書等それに代わるもののあるものに限る。）の写し及び法人税納税証明書（その1 納税額等証明書）とし、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は確定申告書に添付して税務署に提示するものと同一のものとすること。

また、個別注記表の内容の確認に当たっては、重要な会計方針に係る事項に関する注記、貸借対照表に係る注記、損益計算書に

第3-6 収集運搬業の許可証の再交付と返納  
(略)

第3-7 収集運搬業における欠格要件に係る届出  
(略)

#### 第4 処分業の許可申請又は届出等

##### 第4-1 処分業の許可申請

(1) 許可申請書等

(略)

(2) 許可申請受理の際の留意事項

(略)

(3) 添付書類の内容及び留意事項

(略)

①～⑦ (略)

⑧ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が法人である場合）

ア 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、法人税納税証明書（その1 納税額等証明書）とし、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は確定申告書に添付して税務署に提示するものと同一のものとすること。

また、個別注記表の内容の確認に当たっては、重要な会計方針に係る事項に関する注記、貸借対照表に係る注記、損益計算書に関する注記、株主資本等変動計算書に関する注記及びリースにより使用する固定資産税に関する注記について確認すること。

関する注記、株主資本等変動計算書に関する注記及びリースにより使用する固定資産税に関する注記について確認すること。

イ～カ (略)

⑨ 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が個人である場合）

ア (略)

イ 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、確定申告書（税務署の受付印又は電子申請等証明書等それに代わるもののあるものに限る。）の写し及び所得税納税証明書（その1 納税額等証明書用）とする。ただし、申請者が直前3年間に給与所得者であった場合には、給与所得期間の所得税納税証明書は発行されないので、源泉徴収票や住民税納税証明書等を所得税納税証明書とみなす。

⑩～⑯ (略)

⑰ 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類（感染性産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物である廃石綿等の処理を業として行う場合を除く。）

ア 分析を行う設備の配置図及び平面図

イ 分析機器の種類の一覧

ウ 分析を行う設備の所有権又は使用権原を証する書類

エ 放射性同位元素設備機器を使用する場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づく届出の受理を示す書類

なお、特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備は、別紙5に掲げる設備のうち、取り扱う廃棄物の種類に応じた設備が必要となる。

イ～カ (略)

⑨ 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が個人である場合）

ア (略)

イ 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、所得税納税証明書（その1 納税額等証明書用）とする。ただし、申請者が直前3年間に給与所得者であった場合には、給与所得期間の所得税納税証明書は発行されないので、源泉徴収票や住民税納税証明書等を所得税納税証明書とみなす。

⑩～⑯ (略)

⑰ 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類（感染性産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物である廃石綿等の処理を業として行う場合を除く。）

ア 分析を行う設備の配置図及び平面図

イ 分析機器の種類の一覧

ウ 分析を行う設備の所有権又は使用権原を証する書類

エ 放射性同位元素設備機器を使用する場合は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づく届出の受理を示す書類

なお、特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備は、別紙5に掲げる設備のうち、取り扱う廃棄物の種類に応じた設備が必要となる。

⑱～㉓ (略)

(4) 政令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に掲げる優良認定業者の扱い

(略)

第4-2 処分業の届出

(略)

第4-3 処分業の許可証の再交付と返納

(略)

第4-4 処分業における欠格要件に係る届出

(略)

第5 許可証

(略)

第6 申請者等の適格性の照会事務

(略)

⑱～㉓ (略)

(4) 政令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に掲げる優良認定業者の扱い

(略)

第4-2 処分業の届出

(略)

第4-3 処分業の許可証の再交付と返納

(略)

第4-4 処分業における欠格要件に係る届出

(略)

第5 許可証

(略)

第6 申請者等の適格性の照会事務

(略)